

## 第 2 2 号議案

中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる  
場合の基準に関する規則及び中野区立小学校及び中学校教育職  
員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規  
則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 3 年（2021 年）3 月 26 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、特別区  
人事委員会規則が改正されたことにより、給与減額の免除承認に係る  
規定の整備を行う必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

(中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正)

第1条 中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則(平成12年中野区教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表中「感染を防止するための協力」を「感染を防止するための報告若しくは協力」に改め、「による停留」の次に「若しくは感染を防止するための報告若しくは協力」を加える。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正)

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則(平成29年中野区教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「感染を防止するための協力」を「感染を防止するための報告若しくは協力」に改め、「による停留」の次に「若しくは感染を防止するための報告若しくは協力」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定及び第2条の規定による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定は、令和3年2月13日から適用する。